

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/9/27

最終更新日 2022/9/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和4年4月1日
国立大学法人名		滋賀大学
法人の長の氏名		竹村 彰通
問い合わせ先		総務課 (Tel : 0749-27-1005、E-mail : ssyomu@biwako.shiga-u.ac.jp)
URL		https://www.shiga-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄	確認への対応状況
経営協議会による確認	更新あり	<p>国立大学法人ガバナンス・コードの全原則にかかる適合状況について、令和4年6月29日開催の経営協議会において、説明を受け、確認を実施した。</p> <p>(1) 適合状況に関する意見 滋賀大学においては、ガバナンスコードの全原則について適合していることが確認された。</p> <p>(2) より質の高い適合状況とするための意見 原則3-3-4に関し、学長選考・監察会議委員の選任理由をより具体的に公表をするよう改善されたい。 原則1-4に関し、経営人材育成に求める人材像、育成方針を明確にすべきある。</p>	<p>各法定会議の委員の選定についての説明責任をより高いレベルで果たしていくため、委員に求める資質、委員の選定理由の公開を進めます。</p> <p>本年度「経営人材育成方針」とそれに基づく計画の策定に着手します。また、新しい大学の運営を支えうる人材の育成を図るための方針、計画の具体化に取り組みます。また、それらの取組を学内外に可視化するよう図ります。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人ガバナンス・コードの全原則にかかる適合状況について、令和4年6月29日開催の経営協議会での説明に加え、個別にも説明を受け質疑して適合状況等を確認した。</p> <p>(1) 適合状況に関する意見 滋賀大学においては、ガバナンスコードの全原則について適合していることが確認された。</p> <p>(2) より質の高い適合状況とするための意見 原則1-4「経営人材の育成」について、現在の取組については確認が困難であり、当該方針を策定する際、併せて育成プログラムの策定、およびその取組についてPDCAを回すための仕組み作りを要望する。</p> <p>理事の選任などにかかる補充原則2-1-3①に関し、理事の「適切な評価と処遇」について、経営協議会における検討をより充実したものとするよう、方法を工夫されたい。</p> <p>教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化にかかる補充原則2-3-3①に照らし、大学職員には事務面の能力のみならず、企画力、人材・業務マネジメント力や対人対応力等、様々な能力の発揮が求められるのであり、事務等の職員の高度化を図るための方策の質を高め強化する必要がある。併せて、人材育成方針・育成プログラムの詳細を公表し、本学の職場としての魅力増しにも繋げるべきである。</p>	<p>本年度「経営人材育成方針」とそれに基づく計画士の策定に着手します。また、新しい大学の運営を支えうる人材の育成を図るための方針、計画の具体化に取り組みます。また、それらの取組を学内外に可視化するよう図ります。</p> <p>ご指摘を踏まえ、具体的な改善案を策定します。</p> <p>大学経営に必要な多様な人材を確保するため、高度専門職員やURA等、業務の専門性に適した職種の活用を進める。また、人材育成方針・人材育成プログラムに基づき、幅広い研修プログラムへの参加の機会、各種資格取得の奨励並びに他機関での勤務の機会提供と、これらが可能な職場環境を整えるよう取り組みます。</p>
----------------	-------------	--	---

その他の方法による確認			
-------------	--	--	--

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>	<p>更新あり</p>	<p>滋賀大学の目的を学則、滋賀大学憲章に定め、その実現のために中期目標・中期計画を策定している。社会の要請を把握し経営に活かすために、経営協議会において学外委員より意見をいただくとともに、学生を含む学内外のステークホルダーの参加を得て、自己点検・評価報告会を開催し、中期目標・中期計画の実行に活かしている。なお、大学の戦略的な経営課題については、令和3年度に「Society 5.0 時代に求められる人材育成と大学の役割」をテーマとして外部有識者会議を開催するなど、専門的知見を踏まえた意見をいただく機会を設けている。</p> <p>それらの意見を踏まえ、本学の目標・計画の実現に向けた取組を進めている。</p>	<p>学則 滋賀大学憲章 経営協議会議事要旨 自己点検・評価報告会(令和3年度実施) 自己点検・評価報告書 外部有識者会議(令和3年度実施) 中期目標・中期計画</p>
<p>補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>目標・戦略の進捗状況と検証結果、内部質保証の検証結果、及びそれらを基に改善に反映させた結果等については、法人化当初より毎年開催している「自己点検・評価報告会」において、ステークホルダーに公表のうえ意見聴取するとともに、自己点検・評価報告書として本学ホームページ上で公開している。</p> <p>また、目標・計画の実績に関する外部評価結果についても公開している。</p>	<p>自己点検・評価報告会(令和3年度実施) 自己点検・評価報告書 業務の実績に関する報告書・評価結果</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営に係る権限と責任の体制については、役員会、経営協議会及び財務・施設マネジメント委員会の規程において、それぞれ審議事項を定め、権限と責任を明確化している。</p> <p>教学運営に係る権限と責任の体制については、役員会、教育研究評議会、教育・学生支援機構及び国際交流機構の規程において、それぞれ審議事項を定め、権限と責任を明確化している。</p>	<p>役員会規程 経営協議会規程 教育研究評議会規程 国立大学法人滋賀大学財務・施設マネジメント委員会規程 国立大学法人滋賀大学教育・学生支援機構規程 国立大学法人滋賀大学国際交流機構規程</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>人材のダイバーシティを高めていくため、女性活躍推進法一般事業主行動計画、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画、また障がいの雇用に関する目標を定めている。教員の人事にあたっては、国立大学法人滋賀大学人事基本方針で「若手教員及び女性教員の採用を積極的に行う」旨を決定している。また、適切な年齢構成については、第4期中期目標・中期計画において若手研究者比率16%以上の達成を目標としている。</p> <p>ダイバーシティを高めていくための具体的な施策として、出産・子育て・介護支援制度、男女共同参画推進研究助成制度等の取組を行っている。</p> <p>ミッションを実現していくための学長の経営方針を基本として、人事については全学人事委員会において、全学的な人事方針を策定している。</p>	<p>女性活躍推進法一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 <u>全学人事委員会規程</u> <u>学長室</u> 国立大学法人滋賀大学人事基本方針</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期的な財務計画については、必要な収入・支出額を勘案し、経営協議会及び役員会で審議のうえ、中期計画において、6年間の予算、収支計画、資金計画を策定し、公表している。</p>	<p><u>中期計画における予算・収支計画・資金計画</u></p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>教育・研究の費用と成果については、統合報告書により公表している。</p>	<p><u>統合報告書</u></p>

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>本学では、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するため、教員を国大協主催の大学改革を主導するリーダー育成研修に参加させるほか、副学長、副機構長、副学部長等の職に任命して、マネジメント能力の育成を図っている。また、学内の適任者を学長補佐に幅広く登用し、法人経営の一端を担わせるなど早い段階から次代の経営人材を育成している。今後、これらを踏まえた方針を公表し、フォローアップを行う予定である。</p>	<p>副学長・学長補佐・副機構長・副学部長のリスト <u>学則</u> <u>副学長に関する規程</u> <u>学部副学部長に関する規程</u> <u>学長補佐に関する規程</u></p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長は、ビジョンを実現するために理事、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。</p> <p>また、学長は長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のため恒常的に取組んでおり、直属のタスクフォースの任命や適時の諮問を行っている。理事・副学長、補佐人材の責任・権限等については公表している。</p>	<p><u>役職者一覧</u> <u>学則</u> <u>副学長に関する規程</u> <u>学長補佐に関する規程</u> <u>国立大学法人滋賀大学理事及び副学長の所掌業務に関する要項</u></p>
<p>原則 2 - 2 - 1 法人経営に係る重要方針の十分な検討</p>		<p>本学の役員会は、本学の重要事項について十分な検討・討議を行い、学長の意思決定を支え、本学の適正な経営を確保しており、その議事録は公開している。</p> <p>また役員会以外に毎週、戦略、課題の共有と施策遂行に関する調整を図るため、役員懇談会を開催している。</p>	<p><u>役員会規程</u> <u>役員会議事要旨</u></p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>本学では、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に官界・産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用し、経営層の厚みを確保している。</p> <p>また、役員(理事、監事)には外部人材を積極的に登用しており、令和4年度からは理事5名のうち外部出身の理事を3名登用している。</p>	<p><u>女性役員・管理職の登用目標値</u> <u>国立大学法人滋賀大学理事及び副学長の所掌業務に関する要項</u> <u>国立大学法人滋賀大学監事及び監事監査規程</u></p>

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の学外委員の選考にあたっては、多様な関係者の意見を取り入れられるよう役員が候補となるべき人材について情報の収集・共有に努め、人選することとしている。外部委員が役割を十分に果たしていただくため、経営上の重要な議題に限らず、時宜に応じた特定テーマの設定や毎回自由討論時間を設けるなど運営上の工夫を行っており、議事録等を公表している。	経営協議会規程 経営協議会委員名簿 経営協議会議事要旨
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	本学学長選考・監察会議は、本学の長に必要とされる資質・能力に関する基準として求められる学長像を定め公表し、これに従って選考していると共に、選考結果、選考過程・選考理由についても公表している。	学長選考基準 選考結果 学長選考について
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長の任期、再任可否については、学長選考・監察会議が検討し、学長選考規程に定めている。 学長の任期は、6年とし、また、学長の再任は認めていない。これらのことは、学長選考規程に定め、公表している。 なお、社会の要請や大学への期待の変化を反映して学長の役割を検討し、その任期に関する規定についても適宜見直しを行っている。	学長選考規程 学長選考について
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	学長の解任の手続きについて、学長選考・監察会議は、解任請求があった場合速やかにその可否を審議し、学長選考・監察会議の議を経て、文部科学大臣に申し出るものとしている。これらのことは、学長選考規程に定め、公表している。	学長選考規程 学長選考について
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の確認に関する基準を定め、毎年度、書面審査、ヒアリング等を通じて、学長が業務を適切に執行しているかどうかの評価を行い、本人に提示し、助言を行っている。今後、その内容の公表を進める。	学長選考・監察会議規程 学長選考について

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、経営協議会委員（本学の役員又は職員以外の委員）から4人、教育研究評議会評議員（国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程第2条第1項第4号から第8号までの評議員）から4人を選任している。委員の選任に当たっては、経営協議会議長である学長が、対象者から適性・経験等を考慮して、委員候補者4名を経営協議会において提案し、意見を聴いたうえで決定する。教育研究評議会においても同様である。	学長選考・監察会議規程
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学の事業規模を踏まえた場合、学長のリーダーシップの下での経営を進めていくうえで、大学総括理事を置くことの利点がないと考えられるので、予定はない。	
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>「国立大学法人滋賀大学業務方法書」第4条第3項及び「国立大学法人滋賀大学業務方法書第3条及び第4条に基づく実施細則」第5条第6項によって、部局等推進責任者（部局長）は、推進責任者（総務担当理事）に対して、内部統制に関する取組を基本要素ごとに7月の役員会で報告している。</p> <p>また、推進責任者（総務担当理事）はそれらを取りまとめ、内部統制委員会（役員会）に内部統制の推進状況を報告し、改善策の検討等を行っている。</p> <p>国立大学法人滋賀大学業務方法書は大学ホームページに公開している。</p> <p>平成31年度より、全学の体制を5つの機構に再編成し、業務の効率的遂行と内部統制の充実を図っている。</p>	国立大学法人滋賀大学業務方法書 役員会議事要旨
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		大学の目標、経営方針、また教育・研究、社会連携等の業務の遂行状況、財務などの経営指標については、冊子体やホームページなどにおいて公開している。 <p>令和2年度からは、広報室を広報課に拡充し、社会の中の大学の役割をも想起しつつ、情報発信に努めている。</p> <p>また、各部局においてもそれぞれのホームページ、広報冊子等をとおして、教育研究・社会貢献活動に係る様々な情報を分かりやすく公表している。</p>	滋賀大学広報方針 統合報告書 大学案内 広報誌「しがだい」 教育学部 教育学研究科 経済学部・大学院経済学研究科 データサイエンス学部・大学院データサイエンス研究科 データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>全教職員及び学生に周知するとともに社会に対して、本学の目的、基本理念（滋賀大学憲章）、学部・研究科等の目的及び中期目標・中期計画を大学ホームページや広報誌等で明示し、広く公表している。</p> <p>また、日常的に大学の活動情報をホームページで速報するほか、文部科学省関連の広報誌に情報提供している。</p> <p>なお、進学を検討される方への情報提供として、Webオープンキャンパスを公表している。本学のステークホルダーに対して、業務の進捗状況等について「自己点検・評価報告会」等の場を通じて、情報の公表を行っている。</p>	<p>自己点検・評価報告会(令和3年度実施) 教育学部 教育学研究科 経済学部・大学院経済学研究科 教育学部紹介 教職大学院について 経済学部・大学院経済学研究科の紹介 経済学部・データサイエンス学部後援会 陵水会（経済学部・データサイエンス学部同窓会） 経済学部附属史料館 滋賀大学経済経営研究所 データサイエンス学部・大学院データサイエンス研究科 データサイエンス学部の紹介 研究科（博士前期・後期課程）の紹介 経済学部・データサイエンス学部後援会 陵水会（経済学部・データサイエンス学部同窓会） データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター 産学公連携推進機構 Webオープンキャンパス</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>教育の実績、また外部の評価について、中期目標・中期計画の毎年の実績報告、中期期間における実績報告、現況調査表にまとめ、その評価結果と合わせ、ホームページ、統合報告書等の形で公開している。</p> <p>教育の成果に関する学生の評価については、授業評価アンケートや卒業生アンケートにより把握し、教育活動の実績の評価に活用している。</p> <p>また、教育の成果の一つの指標となる学生の進路状況等については大学ホームページや学生便覧、学内の掲示等にて公表している。</p>	<p>業務の実績に関する報告書 統合報告書 大学案内 広報誌「しがだい」 国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針 進路の実績</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	参照資料
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>https://www.shiga-u.ac.jp/disclosure/legal-public-information/</p>	